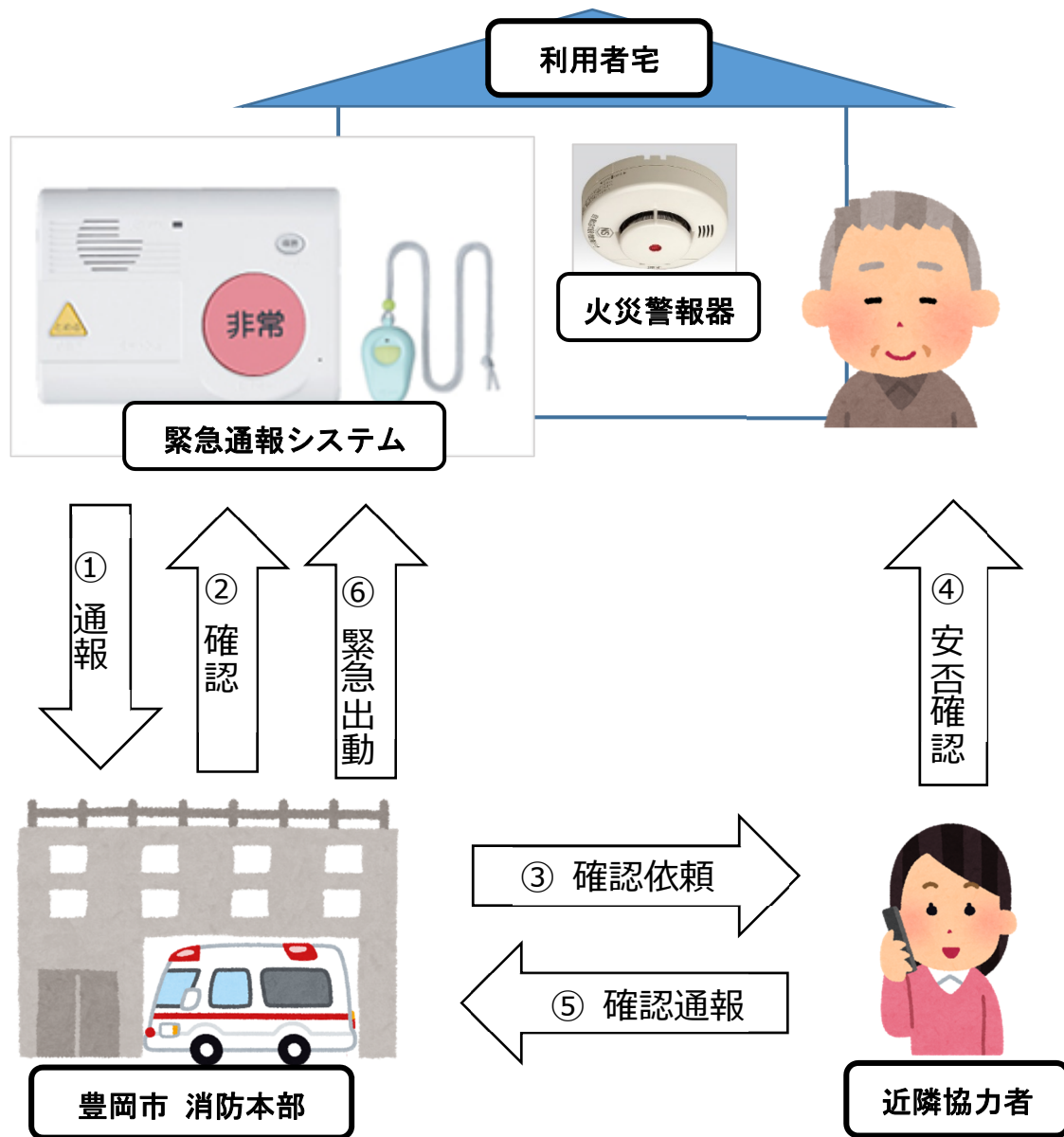


# 緊急通報システムをご利用の皆様へ

豊岡市 高年介護課

## 1. 緊急通報システムのしくみ

緊急通報システムのボタンを押すことにより、電話回線を通じて消防本部へ自動的に通報されます。火災警報器は、火災を感知すると、自動的に消防本部へ通報され、消防車が出動します。



### 緊急通報システムのボタンを押すと・・・

- ① 通報を受けた消防本部は、利用者を確認し応答します。
- ② 利用者から返事がある場合、緊急事態が確認できれば、緊急出動。
- ③ 利用者から返事がない場合、近隣協力員へ順次連絡し、安否確認を依頼します。
- ④ 近隣協力員は、利用者宅へ急行して安否確認を行い、⑤ 消防本部へ状況を報告します。
- ⑥ 緊急事態が確認できれば、緊急出動となります。

## 2. 対象者

- ・ 65 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- ・ 身体障害者のうち、緊急事態に対応できない者

## 3. 利用者負担

- ・ 初期設置経費の半額。(5,000 円程度。年度ごとに金額の変更があります。)
- ・ 機器の使用にあたって必要な電気料、電話の通信料、修繕費、撤去費。(修繕費、撤去費については必要な場合のみです。)
- ・ 機器の貸与料は無料です。

## 4. 電池交換

緊急通報装置は4年ごと、ペンダントは2年ごとに電池交換を実施します。(無料)  
業者から文書で連絡がありますので、日程調整の上、利用者又はご家族が立会をしてください。

## 5. 返却

施設入所等により利用を終了する場合は、機器(緊急通報システム本体・ペンダント・火災警報器)の返却が必要です。ご家族等で取り外していただき、高年介護課又は各振興局市民福祉課に返却してください。

## 6. 申込手続き

下記の書類を、高年介護課 又は 各振興局市民福祉課に提出してください。

- ① 緊急通報システム利用申請書 ※担当民生委員の意見が必要です。
- ② 緊急通報システム利用確認書
- ③ 緊急通報システム機器貸借契約書(2部)

※ 利用者が変わる場合は、手続きが必要ですのでお問い合わせください。  
(例：夫が利用していたが、施設入所したため、妻が引き続き利用したい場合)

※ 機器の故障などは、下記までお問合せください。

### 《問合せ先》

豊岡市高年介護課 (豊岡市立野町 12-12)

電話：29-0055

手続き・返却は、各振興局市民福祉課でも可

